

新規就農者サポート事業補助金交付要綱

制 定	令和5年3月31日付け岡農水第1233号
一部改正	令和5年5月18日付け岡農水第 141号
一部改正	令和6年3月21日付け岡農水第1107号
最終改正	令和6年5月10日付け岡農水第 26号

(趣旨)

第1条 新たに農業を始める者に対して、就農の初期投資を支援することにより、地域農業の活性化及び地方創生につなげるため、予算の範囲内において、新規就農者サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号にかかる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青年等就農計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が市町村基本構想に示された就農5年後の農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする計画
- (2) 認定新規就農者 基盤法に基づき、岡山市から青年等就農計画の認定を受けた岡山市内在住者
- (3) 県外からの転入による新規参入者 岡山県外から岡山市内への移住後5年以内に、新たに農業経営を開始する、または、親（3親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始する就農形態で認定新規就農者となった者
- (4) 県外からのUターン後継者 岡山県外から岡山市内への移住後5年以内に、親の農業経営を継承する就農形態で認定新規就農者となった者
- (5) 市内在住の新規参入者 岡山市内在住の、次に掲げる者（前2号に定める者を除く）
 - ア 新たに農業経営を開始する形態で就農し、認定新規就農者となった者
 - イ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始する形態で就農し、認定新規就農者となった者
 - ウ 親の農業経営を継承する形態で就農し、継承する農業を、本条第6号または第7号に定める事業で求められる水準で発展させることが確実であると岡山市から認められ、認定新規就農者となった者
- (6) 経営発展支援事業 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1に掲げる事業
- (7) 初期投資促進事業 新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記6に掲げる事業
- (8) 老朽化ハウス 岡山市内にある老朽化した農業生産施設（ガラス温室、ビニールハウスをいう。ただし、防鳥等ネット、資材ハウス等は除く。）

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経営発展支援事業、または、初期投資促進事業の採択を受けた事業
- (2) 老朽化ハウス撤去事業

- (3) 農地賃料助成事業
- (4) 大型特殊・けん引免許、または、その他資格取得事業
- (5) 研修費助成事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、認定新規就農者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金対象者とししない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)
- (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金額)

第6条 補助金額は、別表補助対象経費の欄に定める区分に応じ、同表補助率の欄に定める率に乗じて得た額の範囲で、同表限度額の欄に定める額を上限として、市長が定める額とする。

2 前項によって得られた額にかかわらず、県外からの転入による新規参入者の補助金額上限は125万円とする。また、県内在住の新規参入者又は県外からのUターン後継者の補助金額上限は62万5千円とする。

3 第1項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請を行う前に、あらかじめ青年等就農計画の認定を受けておくものとする。

2 交付申請は、同一人につき1回限りとし、新規就農者サポート事業補助金交付申請書(様式第1号)を、必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第16条の規定による報告は、新規就農者サポート事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る経費支出の証拠書類
- (2) 実施状況写真等補助事業を実施したことを示すもの

(関係書類の整備)

第9条 補助事業者は、規則第25条に定める関係書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

補助対象経費	補助率	限度額	備考
①経営発展支援事業、または、初期投資促進事業の採択を受けた農業用機械・施設・資材等取得、改良又はリース費	対象事業費の1／8	県外からの転入による新規参入者 ：125万円 県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者 ：62.5万円	岡山市に申請し経営発展支援事業、または、初期投資促進事業の採択を受けたものが対象
②老朽化ハウス撤去費	県外からの転入による新規参入者 ：対象事業費の3／4 県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者 ：対象事業費の1／2	県外からの転入による新規参入者：75万円 県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者 ：50万円	岡山市内にあるハウスの本体、付帯設備の解体、運搬、処分が対象
③農地賃料	対象事業費の1／2	3万円	農地中間管理機構を介して借受けた岡山市内の農地が対象
④大型特殊・けん引免許、または、その他資格取得費	対象事業費の1／2	5万円	その他資格取得費は、「日本農業技術検定」、「農業簿記検定」、「ITパスポート」の各受検料が対象
⑤研修費	対象事業費の1／2	2万円	岡山県立青少年農林文化センター三徳園で行われる農業関連研修の受講費が対象